

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新十津川町長 谷 口 秀 樹

市町村名 (市町村コード)	新十津川町 (14320)	
地域名 (地域内農業集落名)	新十津川地区 (北大和、大和、南大和1～3班、南大和4～5班、弥生区1町内、弥生区2町内、弥生区3町内、花月区1・2町内、花月区3町内、花月区4～7町内、花月区8町内1～3班、花月区8町内4～6班、総進区1・2町内、総進区4・5町内、徳富区学園地区、徳富区吉野2町内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月25日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手農家が引き受ける意向のある農地面積が、規模縮小等により手放す意向のある農地面積を上回っている。ただし、後継者未定農業者の耕作面積を手放す意向の農地面積に含めると、引き受け意向農地面積を上回る。そのため、新たな受け手の確保や、1戸当たりの耕作可能面積を増加させる必要がある。また、拡大志向ではない担い手農家の所得拡大のため、高収益作物の振興や有機農業への取り組みを推進することが求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻を基幹作物として、ミニトマト・にんにく等の高収益作物の振興を進める。
- ・ 水稻においては、スマート農業や直播、基盤整備などによる効率化・省力化を、従前にも増してより一層推進する。
- ・ 国が展開する「みどりの食料システム戦略」に則り、環境保全型の農業を推進し、有機農業取組面積の拡大を図る。
- ・ 作業委託等の支援サービスに対する需要が増加していくと思われるため、関係機関と連携し、受託体制を整えていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5,408 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5,408 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地バンクを活用し、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農作業の合理化を図る。 ・作業委託環境の充実により、効果的な農地利用が図られるよう努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を中心とした関係機関との連携を強化し、目標地図に位置付ける農用地の利用権設定を進め、農用地の集積、集約を行っていく。また、農地バンクへの貸し付けや農地指導員の活用については、農業者や所有者等の意見を聴取し、検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
スマート農業による効率化・省力化を図るうえで基盤整備による大区画化は必須であることから、新十津川土地改良区と連携・協力し、計画的に基盤整備事業を展開していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ピンネ農業公社が中心となり、新規就農者技術修得センターの機能を活用して新たな担い手の発掘と育成に努める。 ・大規模化に伴い家族経営から法人化を目指す農家を支援する体制を確立する。 ・町、農業委員会、JA、普及センター等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
1経営体当たりの耕作面積の増大に対応するため、関係機関と連携して、農業者の意向を踏まえた受託体制の充実化等を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①エゾシカやアライグマによる農業被害が増加している。農業者による捕獲駆除を進めるため、ワナや銃の資格取得経費等の助成やワナの貸し出しを行っている。また、中山間地域等直接支払交付金等を利用し山際の農地には電牧を設置し農業被害の防止を行っていく。

②農林水産省が推進するみどりの食料システム戦略に基づき、低農薬、低肥料、有機農業などの環境保全型農業に力を入れていき、将来的には、オーガニックビレッジ宣言を目指す。

③農業者の戸数が減少し、一戸あたり耕作面積が今後増加していくことが予想されるため、スマート農業技術、スマート農業機械を普及、推進し、地域における担い手不足や、耕作面積の増加に対応していく。現在は、スマート農業機械購入に対し補助を行っており、自動操舵システム、自動運転機能付き機械が補助対象となっている。今後も地域の農業形態に応じた普及、推進に努めていく。

④畑地化促進事業により畑地化した土地が耕作放棄地とならないよう、地域の農業者と連携し、管理を行っていく必要がある。また、輸出については、現在主だった取り組みはないが、国際情勢等を考慮し、取組の検討を行う。

⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の取り組みを活用し、対象農地の保全、管理に努め、耕作放棄地とならないよう、各集落で取り組みや管理について検討を行っていく。

⑧新規就農者技術修得センターを新規就農者の研修や農業者の農作物栽培技術等を修得する場として位置づけし、農業者の経営安定化を図る。

⑨地区内で牛糞を活用し、堆肥を施している地域があり、今後も地域の農業形態に応じた活用を行っていく。